

Apple Pay特約

第 1 条 (本特約の適用等)

- (1) 本特約は、ポケットカード株式会社(以下「当社」といいます。)が発行する各カードの会員規約、各特約および個人情報の取扱いに関する同意条項等(以下総称して「会員規約等」といいます。)を承認したカード会員(以下「会員」といいます。家族会員を含みます。)が、当社にApple Payを利用するための申込み(以下「Apple Pay利用申込み」といいます。)を行う場合、およびApple Payを利用する場合に適用されるものです。
- (2) Apple Pay利用申込みおよびその利用については、本特約に加えて会員規約等(「iD会員特約」がある場合、「iD会員特約」を除きます。)が適用されるものとします。本特約と会員規約等が矛盾抵触する場合には本特約が優先的に適用されるものとします。

第 2 条 (用語定義)

本特約において、用語の定義は以下に定めるものとします。

- ① Apple Pay：会員の申込みに基づき当社が提供する決済サービスおよびそれに関連する機能・サービス等を、Apple Inc.(以下「Apple」といいます。)が提供するアプリケーション・機能等を用いて会員が利用できるサービス
- ② Apple Pay利用可能カード：会員がApple Pay利用申込みを行うことができる当社所定のカードおよび会員が本特約を承認のうえ、Apple Pay利用申込みを実際に行ったカードの総称
- ③ Apple Pay対応デバイス：会員がApple Payを利用できるApple所定のApple Pay対応機器および会員が本特約を承認のうえ、Apple Pay利用申込みを実際に行った機器の総称
- ④ Apple Pay決済：Apple Pay利用申込みにより会員が利用できる、当社が提供する本特約第10条に定める決済サービス
- ⑤ トークン：Apple Pay対応デバイスに発行されるApple Pay決済に用いられる専用の番号で、当社が会員に貸与するApple Pay利用可能カードの会員番号とは異なる会員番号
- ⑥ Apple Pay会員情報：Apple Pay利用申込みまたは利用にあたり必要な本人確認情報およびトークン等の情報

第 3 条 (iDの利用申込みについて)

- (1) 会員は、Apple Pay利用申込みにあたり、Apple Pay決済として「iD」の利用申込みをし、iD会員になるものとします。
- (2) 前項の申込みおよび当該申込みに基づくiDの利用は、Apple Pay対応デバイスでのみ可能とし、本特約に定める条件に従うものとします。
- (3) 本条第1項に基づくiDの利用申込みは、Apple Payの解約・中止・終了等と同時に、解約されるものとします。

第 4 条 (Apple Pay利用者)

Apple Pay利用可能カードを保有する会員のうち、本特約を承認のうえ、当社に対し、Appleおよび当社所定の方法によりApple Pay利用申込みを行い、当社が適格と認めた者をApple Pay利用者(以下単に「Apple Pay利用者」といいます。)とします。なお、当社はApple Pay利用可能カードにつき事前の予告なく追加または変更することができるものとします。

第 5 条 (家族会員)

家族会員は、会員規約等に基づき家族カード利用の責任を負う本会員(以下「本会員」といいます。)のカードに付帯するサービスの範囲内で、Apple Payの利用申込みおよび利用ができるものとします。但し、Apple Pay利用申込みに当たって、家族会員は、事前に本会員に通知し、その承諾を得るものとします。なお、家族会員であるApple Pay利用者を「Apple Pay利用者(家族会員)」といいます。

第 6 条 (Apple Pay利用申込み)

- (1) Apple Payの利用を希望する会員は、会員自らが、本特約に同意のうえで、Appleおよび当社所定の方法によりApple Pay利用申込みを行うものとします。
- (2) 当社は、Apple Pay利用申込みを行った会員のうち、当社が当社所定の基準により適格と認めた会員をApple Pay利用者として認め、Apple Pay対応デバイスにトークンを発行し、Apple Payの利用を

可能とします。

- (3) 会員は、Apple Pay利用申込みに先立ち、自己の責任および費用負担において、自己が管理するApple Pay対応デバイスの準備、携帯電話通信事業者等とのインターネット利用サービス契約の締結等による通信手段の確保ならびにその他Apple Pay利用申込みおよびApple Payの利用に必要な準備を行うものとします。
- (4) 会員と当社とのApple Pay利用に関する契約は、当社が承認した時に成立します。なお、当社は、当該契約が成立したときは、本人会員が当社に届けているショート・メッセージ・サービス、電子メールアドレスまたは住所宛へ当社所定の方法によりその旨を通知するものとします。

第 7 条 (Apple Payの利用)

- (1) 会員は、Apple Pay加盟店において当社所定の本人認証を経る方法、Apple Payアプリケーションを操作する方法または当社が認める方法によりApple Payを利用することができます。但し、一部Apple Payの利用ができない商品等もあります。
- (2) 会員は、以下の各号に該当するときは、Apple Payを利用することができない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
 - ① 会員がApple Pay対応デバイスまたはApple Pay会員情報を紛失、消去または破損したとき
 - ② 会員からApple Pay対応デバイスの紛失または盗難の届出等が行われたことにより、Apple Payの利用を一時停止しているとき
 - ③ 会員がカードの紛失または盗難その他会員規約等に定める事由により、Apple Pay利用可能カードの利用が停止されているとき
 - ④ 前各号のほか、当社が会員の信用状態またはApple Payの利用状況等により会員によるApple Payの利用が適当でないと判断したとき
- (3) アプリケーションに表示されるApple Payの利用内容は、確定した利用内容と異なる場合があるため、会員は、確定した利用内容の確認にあたっては、カードについて送付または提供されるご利用代金明細書等により確認するものとします。

第 8 条 (家族会員によるApple Payの利用)

- (1) Apple Pay利用者(家族会員)がApple Payを利用する場合、本会員が、家族カードの利用に関する会員規約等および本特約の各規定に基づき、利用代金の支払責任その他利用に生じるすべての責任を負うものとします。
- (2) Apple Pay利用者(家族会員)は、Apple Payの利用が、本会員の意思に反すると認められる場合、ただちにApple Payを解約しなくてはなりません。
- (3) Apple Pay利用者(家族会員)は、当社が、Apple Payの利用内容・利用状況等を本会員に通知することを、あらかじめ承諾するものとします。
- (4) Apple Pay利用者(家族会員)は、本会員が任意で家族会員によるApple Pay決済の一時停止またはApple Payの解約をすることができることをあらかじめ承諾するものとします。
- (5) 当社は、本会員に通知することなく、家族会員に対し、以下の方法により、家族会員によるApple Payの利用にあたり必要となる事項をご案内することがあります。
 - ① 家族会員がご利用になっている携帯電話番号に係る携帯電話端末へ電子メールを送付する方法(なお、当該電子メールの受信にかかる通信料等は、家族会員にご負担いただきます。)
 - ② 本会員の届出住所宛に書面を送付する方法

第 9 条 (Apple Payの有効期限等)

- (1) Apple Payの有効期限は、当社所定の方法(当社ホームページへの掲載等)によって公表する通りとします。
- (2) Apple Pay利用者は、前項の有効期限経過後もApple Payの利用を希望する場合、再度第6条第1項および第2項の手続きをすることで、Apple Payを利用することができます。但し、当社は、当社所定の方法により、上記手続きを経ずApple Payの有効期限を自動で更新する場合があります。
- (3) Apple Pay利用者は、Apple Payの有効期限内であっても、Apple

および当社所定の方法によりApple Pay決済の一時停止またはApple Payを解約することができます。

- (4) Apple Payの有効期限内であっても、Apple Pay利用可能カードの解約または会員資格の喪失をした場合、Apple Payは解約されます。
- (5) Apple Payの有効期限内であっても、Apple Pay利用者が以下の各号に該当する場合には、当社は、Apple Payを解約することがあります。
 - ① Apple Pay利用可能カードの紛失
 - ② Apple Pay利用可能カードの再発行および他のApple Pay利用可能カードへの切替等によりカードの会員番号が変更される場合
 - ③ Apple所定の事由またはApple Pay対応デバイスの故障等により、Apple Pay対応デバイス内のApple Pay会員情報が削除された場合

第 10 条 (Apple Pay決済)

(1) Apple Pay決済は、以下の決済サービスとなります。

決済サービス	ご利用可能な加盟店
iD	iD加盟店の内、Apple所定のApple Payの利用に対応する加盟店
Mastercard	Mastercard加盟店の内、Apple所定のApple Payの利用に対応する加盟店
JCB	JCB加盟店の内、Apple所定のApple Payの利用に対応する加盟店
Visa	Visa加盟店の内、Apple所定のApple Payの利用に対応する加盟店

- (2) Apple Pay決済の利用にあたり、加盟店が複数のApple Pay利用可能決済に対応しており、かつ、それらのいずれかを指定できる場合、Apple Pay利用者は、実際に利用する決済サービスを自ら指定して利用するものとします。
- (3) Apple Pay利用可能カードの種類またはApple Pay対応デバイスのモデルにより、Apple Pay利用者が利用できるApple Pay決済の内容は異なります。Apple Pay利用者が利用できるApple Pay決済およびその利用方法等については当社所定の方法(当社ホームページへの掲載等)によってお知らせします。なお、当社は、Apple Pay利用者が利用できるApple Pay決済につき事前の予告なく追加または変更をすることができるものとします。

第 11 条 (Apple Pay決済の利用枠および利用代金の支払い)

- (1) Apple Pay利用者は、Apple Pay利用可能カードの利用枠の範囲内でApple Pay決済を利用できるものとします。
- (2) 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、Apple Pay決済の利用を一時お断りすることがあります。
 - ① Apple Pay利用者が前項に定める利用枠を超えてApple Pay決済を利用した場合または利用しようとした場合
 - ② Apple Pay利用可能カードの利用に関して延滞が発生する等の利用代金の支払状況等が適当でないとき当社が判断した場合
- (3) Apple Pay利用者は、本特約に基づくApple Pay決済の利用に関する一切の債務を、会員規約等に従い、Apple Pay利用可能カードの利用代金として、Apple Pay利用可能カードのその他の利用代金等と合算して支払うものとします。
- (4) Apple Pay決済のうちiDの利用に係る支払期日および支払金額等は、原則として1回払いに関する会員規約等を準用します。但し、Apple Pay利用可能カードの支払区分が別途定められている場合は当該支払区分に従うものとします。また、利用後に当該利用代金の支払期日および支払金額等を変更する場合は、会員規約等の定めに基づき支払うものとします。なお、iD以外のApple Pay決済の利用に係る支払期日および支払金額等については、会員規約等が適用されるものとします。
- (5) Apple Pay利用者が本条に定める利用枠を超えてApple Pay決済を利用した場合も、Apple Pay利用者は、当然にその支払の責を負うものとします。

第12条(Apple Pay会員情報の再発行)

当社は、Apple Pay利用者に係るApple Pay対応デバイスの紛失もしくは盗難または破損その他理由の如何を問わず、Apple Pay会員情報の再発行を行わないものとします。Apple Pay利用者は、Apple Payの利用を希望する場合は、規約の定めに従って再度Apple Pay利用申込みを行うものとします。

第13条(Apple Payの一時停止・解約等)

- (1)当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、Apple Pay利用者に対する事前の通知なく、Apple Pay決済の一時停止またはApple Payの解約をすることができるものとします。
 - ①Apple Pay利用者が本特約もしくは会員規約等に違反し、または違反するおそれがあると当社が判断した場合
 - ②短時間に換金性商品を連続して購入する場合その他のApple Payの利用状況またはApple Pay利用可能カードの利用状況が適当でないと当社が判断した場合
 - ③Apple Pay会員情報もしくはApple Pay利用可能カードのカード情報、またはApple Pay対応デバイスもしくはApple Pay利用可能カードが第三者によって拾得された場合等、当社が認識した事由に起因してApple Payの不正利用の可能性があるとして当社が判断した場合
- (2)当社は、以下各号のいずれかに該当する場合には、Apple Pay利用者に対する事前の通知なく、Apple Payの一部または全部を一時停止または中止できるものとします。
 - ①天災、停電、通信事業者の通信設備異常、Apple Pay対応デバイス等の異常、コンピュータシステムの異常、戦争等の不可抗力により、Apple Payの一部または全部の利用が困難であるとAppleまたは当社が判断した場合
 - ②その他、コンピュータシステムの保守他、Appleまたは当社がやむを得ない事情でApple Payの一部または全部の一時停止または中止が必要と判断した場合
- (3)当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当社が必要と認めた場合には、Apple Pay利用者に当社が指定する書面の提出および申告を求められることができるとし、また同法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域においてはApple Pay決済の利用を制限することができるものとします。

第14条(善管注意義務、禁止事項等)

- (1)Apple Pay利用者は、Apple Pay対応デバイスには、Apple Pay利用者本人の指紋だけを設定する等、善良なる管理者の注意をもって使用・保管・管理し、本人以外の第三者にApple Payの利用をさせ、または利用のために占有を移転させてはなりません。
- (2)Apple Pay利用者は、Apple Pay対応デバイスにつき、その修理等による第三者への一時的な預入または第三者への譲渡、貸与、担保提供等もしくは廃棄等の一切の処分を行う場合には、事前にApple Payを解約しなくてはなりません。
- (3)Apple Pay利用者は、理由の如何を問わずApple Payを解約し、または当社により解約された場合、Appleおよび当社所定の方法により、Apple Pay対応デバイスに保存されているApple Pay会員情報が削除されていることを確認しなくてはなりません。
- (4)Apple Pay利用者は、Apple Pay対応デバイスに保存されているApple Pay会員情報を一切偽造・変造・複製・解析等をしてはなりません。
- (5)Apple Pay利用者が前4項に違反し、その違反に起因してApple Payが不正に利用された場合、Apple Pay利用者(Angle Payを解約済みか否かを問わず)は、Apple Pay決済の利用代金および当社へ生じた損害についてすべて支払の責を負うものとします。
- (6)Apple Pay利用者は、以下の各号のいずれかに該当する場合に生じるすべての責任を負うものとします。なお、この責任にはApple Pay決済による利用代金の支払責任を含みます。
 - ①Apple Pay対応デバイスの紛失・盗難・詐取・横領等(以下まとめて「紛失・盗難等」といいます。)により第三者にApple Pay

を不正利用された場合

- ②Apple Pay会員情報の紛失・盗難等により、第三者にApple Payまた、Apple Pay会員情報を不正利用された場合
 - ③その他前2号に準じる事由で、第三者にApple PayまたはApple Pay会員情報を不正利用された場合
- (7)Apple Pay利用者は、Apple Pay対応デバイスまたはApple Pay会員情報紛失・盗難等があった場合、速やかに自身でAppleおよび当社所定の方法によりApple Payを一時停止または解約し、最寄りの警察署に届出るものとします。この場合、当社へはその旨を文書で届け出いただく場合があります。Apple Pay利用者は、Apple Pay対応デバイスの紛失・盗難等があった場合において、Apple Pay対応デバイスの利用を停止、中止または解約をしたときであっても、Appleおよび当社所定の方法によりApple Payを一時停止または解約しない限り、前項に基づく責任を負うことがあることをあらかじめ承諾します。

第15条(免責)

- (1)Apple Pay利用者は、以下の各号に定める場合またはその他の理由によりApple Payの一部または全部を利用できない場合であっても、当社が一切責任を負わないことにつき、あらかじめ承諾するものとします。
 - ①Apple Pay対応デバイス等の仕様・品質等、その他のAppleがApple Payに関連して提供する技術・サービス・製品等に関する障害等による場合
 - ②AppleによりApple Pay対応デバイスのモデルが変更される等、Appleによる仕様変更がなされた場合
 - ③Apple Pay利用者が第6条に定めるApple Payの利用申込み手続きを完了しなかった場合
 - ④本特約に定める、Apple Payの一時停止・解約・中止・終了・利用制限等の場合
 - ⑤Apple Pay決済の各決済サービスに対応した加盟店の端末機またはシステムの故障等およびApple Pay対応デバイスと端末機との通信状態の不具合等の場合
 - ⑥その他、会員規約等および本特約に定める場合
- (2)Apple Pay利用者は、Apple Pay利用者がApple Pay利用申込みまたは利用したことにより、Apple Pay対応デバイスの各種機能またはApple Pay対応デバイス内に保存された各種データ等に何らかの悪影響がおよび、Apple Pay利用者または第三者に損害が発生した場合で、当社に故意または重大過失がない場合、当社は一切責任を負わないことにつき、あらかじめ承諾するものとします。

第16条(非保証)

- (1)Apple Pay利用者は、Apple PayがApple所定の規約(以下「Apple Pay規約」といいます。)に基づき提供されることを認識し、自己の責任において、本特約のほか、Apple Pay規約の同意のうえ、当該規約等に従い、Apple Payを利用するものとします。当社は、Apple Payの運用や維持等(はもとより、商品性・安全性・正確性・適応性等)について、一切の責任を負いません。また、当社は、Apple Payに関連するか否かに関わりなく、Appleが提供または配布する製品・技術・アプリケーション等の品質・機能等につき、何ら保証するものではありません。
- (2)Apple Pay利用者が、Apple Payに関して当社以外の第三者(第1項に定めがあるAppleを除きます。以下本項において同じです。)の提供するサービス等を利用する場合、Apple Pay利用者は、当該サービス等が当該第三者所定の規約に基づき提供されることを認識し、自己の責任において、当該規約に同意のうえ、当該サービス等を利用します。当社は、第三者の提供するサービス等の運用や維持等(はもとより、商品性・安全性・正確性・適応性等)について、一切の責任を負いません。また、当社は、Apple Payに関連するか否かに関わりなく、第三者が提供または配布する製品・技術・アプリケーション等の品質・機能等につき、何ら保証するものではありません。

第17条(会員保障制度)

Apple Pay対応デバイスまたはApple Pay会員情報の紛失・盗難等により、第三者にApple Pay、Apple Pay会員情報を不正利用された場合であっても、当該利用を会員規約等における登録された暗証番号が使用された取引に準ずる利用とみなすものとし、当社は、当社に責がある場合を除き、損害をてん補いたしません。

第18条(Apple Payの終了及び停止)

- (1)Apple Pay利用者は、Appleまたは当社が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合、事前の通知なくApple Payが終了または一時停止する場合があることをあらかじめ承諾するものとします。なお、この場合、当社は一切責任を負わないことにつき、あらかじめ承諾するものとします。
 - ①Apple Pay対応デバイスまたはこれにインストール・保存されたデータ等に不具合等があった場合
 - ②当社またはAppleの業務の遂行上重大な支障がある場合
 - ③その他当社またはAppleが、Apple Payの終了および停止が必要と判断した場合
 - ④会員が本特約または会員規約等に違反した場合
 - ⑤Apple Payの最終利用日より当社が定める一定期間Apple Payの利用がない場合
 - ⑥会員が会員規約等に定める会員資格喪失事由に該当したとき
 - ⑦現金化目的の利用その他会員によるApple Payの利用状況が適当でないと当社が判断したとき
- (2)会員が、Apple Payの利用終了を希望するときは、Apple Pay対応デバイスからの登録カード情報の削除その他当社所定の処理を行うものとします。
- (3)当社は、Apple Pay対応デバイス内のApple Pay会員情報が削除された事実を知った場合、会員が退会の申出を行ったものとして取扱うものとします。

第19条(本特約の変更、承諾)

本特約の変更については、当社からApple Pay利用者(家族会員)に一定期間の猶予期間を設けて、変更内容を通知、新たな特約を送付、またはApple Pay対応デバイス上または当社ホームページ上で新特約または変更事項を閲覧可能な状態に供したときは、その後当該Apple Pay利用者(家族会員)がApple Payを利用した場合または当該期間の経過をもって本特約の変更の効力が生じるものとします。
※Apple、Apple PayはApple Inc.の商標です。
※「iD」は、株式会社NTTドコモの商標です。

——「個人情報の取扱いに関する同意条項」の特約——

<「個人情報の取扱いに関する同意条項」の特約(以下「本同意条項特約」といいます。)はApple Pay特約(クレジットカード用)(以下本同意条項特約においては「Apple Pay特約」といいます。)の一部を構成します。>

第1条(個人情報の収集・保有・利用等)

- (1)Apple Pay利用者(Angle Pay利用者(家族会員)を含みます。)またはApple Pay利用者の予定者(以下総称して「Apple Pay利用者等」といいます。)は、Apple Pay特約に係る取引(Angle Pay利用申込みを含む。以下同じ。)を含む当社との取引の与信判断および与信後の管理ならびに付帯サービスの提供のため、以下に掲げる①から④までの情報(以下これらを総称して「個人情報」といいます。)について、当社が保護措置を講じたうえで、収集(Apple Inc. および Apple Japan, Inc.(以下同じ。))を含む当社と「Apple」といいます。)が当社に下記①ないし③の情報を提供し、当社が当該情報の提供を受けることを含みます。・保有・利用することにつき、あらかじめ同意するものとします。
 - ①iTunesおよびApp Storeアカウントの利用状況(個別の利用明細については収集しません。)
 - ②Apple Pay対応デバイスに関する情報(電話番号、名前、モデル等を含みます。)
 - ③Apple Pay利用申込み時の位置情報
 - ④Apple Pay利用申込み状況および登録情報

- ⑤Apple Payの利用状況
⑥上記①ないし⑤に準じる情報
- (2) Apple Pay利用者等は、当社が下記の目的のために個人情報を利用することにあらかじめ同意するものとします。
- ①当社のクレジットカード関連事業(キャッシング・ローン等の金銭貸付事業を含む。以下同じ。)における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス
- ②当社のクレジットカード関連事業における市場調査、商品開発
- ③当社のクレジットカード関連事業における宣伝物・印刷物の送付、電話および電子メール送信等その他の通信手段を用いた営業活動
- ④当社が認める加盟店およびクレジットカード利用可能加盟店等その他当社の提携する者等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付、電話および電子メール等その他の通信手段を用いた送信
- ※なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社所定の方法(当社ホームページへの常時掲載)によってお知らせします。
- (3) Apple Pay利用者等は、個人情報につき当社所定の匿名化措置を講じたうえで当社がAppleと共有し、当社がApple Payの提供に必要な行為およびApple Payならびに同社の製品・技術の改善等に利用することについてあらかじめ同意するものとします。

第2条(個人情報の預託)

Apple Pay利用者等は、当社が当社の事務(配送業務、印刷業務、コンピュータ事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等を含むがこれらに限られません。)を第三者に業務委託(契約に基づき当該委託先が別企業に再委託する場合を含む。)する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、本同意条項特約に定める個人情報等を当該業務委託先に預託することに同意します。なお、当社の事務において、Apple Payに関するApple Pay利用者等への通知にショート・メッセージ・サービスを利用する場合は、Apple Pay利用者等の携帯電話番号を携帯電話通信事業者に預託するものとします。

第3条(個人情報の開示・訂正・削除)

- (1) Apple Pay利用者等は、当社に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、Apple Pay利用者等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。当社に開示を求める場合には、第6条第1項記載の窓口にご連絡ください。開示請求手続(受付窓口、受付方法、必要書類等)の詳細をお答えします。また、開示請求手続は、当社所定の方法(当社ホームページへの常時掲載)でもお知らせしております。
- (2) 開示請求により、万一登録内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合、会員等は、当該情報の訂正または削除の請求ができます。

第4条(特約等に不同意の場合)

当社は、Apple Pay利用者等がApple Pay利用申込みに必要な当社所定の手続きをとらない場合およびApple Pay特約の内容の全部または一部を承認できない場合、Apple Pay利用申込みをお断りすることや解約の手続きをとることがあります。

第5条(利用の中止の申出)

Apple Pay利用者は、第1条第2項の同意の範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても、Apple Pay利用申込み後に当社に対しその中止を申出することができます。但し、カードまたはご利用代金明細書に同封されるご案内等の送付を除きます。お申出は、次条第2項記載の窓口にご連絡ください。なお、第1条第2項に同意しない場合でも、これを理由に当社がApple Pay利用申込みをお断りすることや解約の手続きをとることはありません。

第6条(個人情報に関するお問合わせ)

- (1) 第3条に定める個人情報の開示・訂正・削除等のApple Pay利用者等の個人情報に関するお問合わせ・ご相談は下記の当社お客さまセンターまでお願いします。
- ＜お客さまセンター＞
〒541-0048 大阪府大阪市中央区瓦町2-5-14
電話番号：06-7635-2618

- (2) 前条に定める中止のお申出は、下記の当社お客さまセンターまでお願いします。

＜お客さまセンター＞

〒541-0048 大阪府大阪市中央区瓦町2-5-14

電話番号：06-7635-2618

第7条(Apple Pay利用申込みが認められない場合)

Apple Pay利用者等につき、Apple Pay利用申込みが当社により認められない場合であっても、Apple Pay利用者等がApple Pay利用申込みをした事実は、第1条第1項に定める目的に基づき、当該申込みが認められない理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第8条(Apple Pay解約後等の場合)

Apple Payの解約・中止・終了等の後であっても、第1条第1項に定める目的および開示請求等に必要範囲で、法令等または当社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

第9条(本同意条項特約の位置付け及び変更)

- (1) 本同意条項特約はApple Pay特約の一部を構成します。なお、会員規約等に同種の同意条項が記載されている場合には、これに別途同意していることを前提とします。
- (2) 本同意条項特約は当社所定の手続により、必要範囲内で変更できるものとします。

※App Store、Apple、Apple Pay、iTunesはApple Inc.の商標です。

——「電子メールによる書面交付に関する同意」——

Apple Pay利用者は、割賦販売法第30条第1項および第2項に定める書面交付に代えて、電子メール(本文に直接テキスト表示されます。)およびショート・メッセージ・サービス等の方法により同条項に規定される事項が記載された電磁的記録が送信されることにつき、あらかじめ承諾するものとします。なお、当社の判断により、電子メールおよびショート・メッセージ・サービス等ではなく書面を送付する場合もあります。